

白井市中小企業一時支援金のよくあるお問い合わせ

Q1、飲食店と直接・間接の取引がない事業所は対象外ですか？

どのような事業者が対象かわかりません。

A1、要件を満たしていれば、業種を問わず対象となります。

白井市中小企業一時支援金は、国の一時支援金に準じています。

詳細については白井市中小企業一時支援金の申請要領と国の一時支援金の申請要領（前提①（給付対象について））をご確認ください。

Q2、比較対象にする年以外の売り上げは書かなくても良いですか？（2020年と2021年を比較する時は、2019年は書かなくても良いですか？）

A2、2019年、2020年どちらもご記入ください。

交付対象者の要件の一つとして2019年以前から事業を行っている者とあり、2019年の売り上げは事業を行っているかの証明となります。

また、記載の比較対象月以外で売り上げが50%以上減少しているところがないかの確認もさせていただきます。

例1：2021年1月と2020年1月の比較だと20%以上50%未満だが、2021年1月と2019年1月を比較すると50%以上の減少になる⇒支援金の対象外となります。

例2：2021年2月と2020年2月の比較だと20%以上50%未満だが、2021年3月と2020年3月を比較すると50%以上の減少になる⇒支援金の対象外となります。

Q3、国の一時支援金を提出できることに後から気づいて未提出ですが、白井市中小企業一時支援金を申請しても大丈夫でしょうか？

A3、未提出でも支払対象だった方は対象外となります。

2021年1月から3月までの期間に対する下記のような協力金や支援金を受けていた（受ける要件を満たしていた）方は対象外ですが、それ以外の期間に対する下記のような支援金や協力金は受けていても対象となります。

対象外となる⇒国の一時支援金、千葉県感染拡大防止対策協力金（2～4弾が該当）

対象となる⇒月次支援金、千葉県中小企業等事業継続支援金、千葉県感染拡大防止対策協力金（5弾以降）、白井市中小企業等事業継続支援金、昨年度申請受付を行っていた支援金等（持続化給付金、千葉県中小企業再建支援金、白井市中小企業経営支援金、白井市中小企業持続化応援金等）

Q4、2021年1月から3月までの売上減少額の合計が20万（10万）円以上であることはどうやって確認すれば良いですか？

A4、比較対象月に設定している年の1月から3月の売り上げの合計と、2021年1月から3月の売り上げの合計を比較して、売上減少額が20万（10万）円以上かをご確認ください。

Q5、2020年から事業を始めましたが、支援金の対象になりますか？

A5、新規開業特例に該当する可能性があります。詳細については国の一時支援金の申請要領をご確認ください。

Q6、必要書類の準備や申請書の書き方に不安があります。

A6、白井市中小企業一時支援金の申請要領と国の一時支援金の申請要領を見てもわからない場合は、中小企業等臨時支援相談（事前予約制）（原則毎週月、木曜日※都合によりお休みの日もあります）で中小企業診断士の相談員に直接質問したり、申請のサポートを受けることができます。

予約を希望される方は下記までお電話ください。

産業振興課 商工振興係 ☎047-401-4641